

# 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年4月7日

支出負担行為担当官  
北海道森林管理局長 古久保 英嗣

## 1 競争に付する事項

- (1) 物件番号 第1号物件
- (2) 契約名 平成26年度車両(バス)チャーター単価契約(常呂川森林ふれあい推進センター)
- (3) 契約の内容等 仕様書のとおり
- (4) 契約期間 契約日の翌日から平成27年3月31日まで
- (5) 発着場所 常呂川森林ふれあい推進センターほか
- (6) 運行場所 仕様書のとおり

## 2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。  
ただし、未成年者、被保佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成25～27年度一般競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等」において、A、B、C又はDの等級に登録されており、北海道地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 契約担当官等から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について(平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知)に基づき、警察当局から、部長局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずる者として、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 国土交通大臣の許可を得て、道路運送法第3条第1項口に定める運送事業(一般貸切旅客自動車運送事業)を営業者であること。
- (7) この一般競争に参加を希望する者は、本公告等に記載された資格等を満たしていると認められる証明書類を入札開始時間10分前までに5の(1)に示す場所に提出しなければならない。

## 3 契約条項及び北海道森林管理局競争契約入札心得等を交付する場所

- (1) 契約条項を示す場所及び入札心得等を交付する場所並びに問い合わせ先

①北海道北見市北斗町3丁目11-3

北海道森林管理局 常呂川森林ふれあい推進センター

TEL 0157-23-2960

②北海道札幌市中央区宮の森3条7丁目70

北海道森林管理局 経理課

TEL 011-622-5214

- (2) 北海道森林管理局競争契約入札心得等を閲覧に供する期間

平成26年4月7日(月)～平成26年4月21日(月)まで

(ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条1項各号に掲げる行政機関の休日を除く。)午前9時～午後5時(ただし、正午～午後1時を除く。)まで交付する。

## 4 入札の方法

- (1) 入札書は物件番号・名称を明瞭に記載すること。
- (2) 落札額の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当

する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税にかかる課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

5 入札、開札の場所及び日時

(1) 入札の場所

北海道森林管理局 大会議室（3階）  
北海道札幌市中央区宮の森3条7丁目70

(2) 日 時

平成26年4月23日（水）10時00分入札開始

入札締切後直ちに開札する。

本物件の入札に当たり郵便入札を認めます。なお郵便入札を行うときは、平成26年4月22日（火）午後5時までに北海道森林管理局経理課企画係まで入札書が到着するように郵便（書留郵便に限る。）で差し出して下さい。

ただし、再度の入札を引き続き行う場合、郵便において参加した者は、再度の入札に参加できません。

※郵便による入札書は、封書に入れ密封し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「何月何日開札、（物件番号・調達案件名）の入札書在中」と記した上で外封筒に入れ投函すること。また、外封筒の封皮にも「何月何日開札、（物件番号・調達案件名）の入札書在中」と記すこと。

※本公告等に記載された資格等を満たしていると認められる証明書類を同時に提出する場合は外封筒に同封すること。

6 入札書及び契約手続きに用いる言語及び通貨

日本語及び日本通貨に限る。

7 入札保証金

予決令第77条第2号の規定により免除する。

8 契約保証金

予決令第100条の3第3号の規定により免除する。

9 入札の無効

北海道森林管理局競争契約入札心得による。

10 落札者の決定方法

予決令第79条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

契約は、当該落札金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって契約金額とする。

11 契約書作成の要否

会計法第29条の8の規定に基づき契約書を作成を要する。

12 その他本公告に記載のない事項については、仕様書、北海道森林管理局競争契約入札心得、契約書（案）による。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、北海道森林管理局のホームページ（<http://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/>）をご覧ください。